平成２６年（フ）第２２号
広島県三次市三次町1643番地５
債務者　倉本　智央
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２３号
広島県三次市三次町1643番地５
債務者　倉本　明美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２４号
広島県安芸高田市吉田町吉田1463番地１　２号
債務者　那須　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第３９号
福島県会津若松市城前６番７号　市営住宅23号、前住所福島県会津若松市宮町５番48号
債務者　佐藤テル子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
群馬県高崎市箕郷町上芝798番地12
債務者　宮島　祥生
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１４号
群馬県高崎市吉井町吉井734番地１　ステイシアひいらぎ102号
債務者　荒木　善行
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１６号
群馬県高崎市上豊岡町556番地１　サンガーデン浦野Ａ203号
債務者　中島　直貴
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６１１号
埼玉県新座市北野３丁目17番10号　グレース志木Ｂ棟101号室
債務者　高橋　正和
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６２６号
さいたま市北区宮原町４―122―２　シャルマン２―108号、住民票上の住所さいたま市北区宮原町２丁目15番地14　リヴィエール２―203
債務者　工藤恵理子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
埼玉県草加市瀬崎２丁目25番13号
債務者　長谷川　透
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
埼玉県入間市大字上藤沢448番地７　石田荘205
債務者　久野　鶴次
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目９番16―101号レオパレス若葉第11、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷342番地４
債務者　青木かづ子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３００号
埼玉県川越市南台２丁目５番地41、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷342番地４
債務者　青木　　保
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７５号
千葉県山武郡横芝光町北清水2663番地２
債務者　鈴木　健二
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７６号
千葉県銚子市栄町４丁目1608番地
債務者　伊藤　一夫
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
岡山県津山市国分寺７番地６　サンライズ国分寺１―201
債務者　土居　あゆ（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第４９号
岡山県津山市加茂町中原173番地４
債務者　山本ゆかり
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岡山地方裁判所津山支部